

重要事項説明書

Ver 1.2

記入年月日	2025 年 7 月 1 日
記入者名	木元 みゆき
所属・職名	代表取締役
取込種別	
被災確認事業所番号	

1 事業主体概要

種類	2 法人	
	※法人の場合、その種類	5 営利法人
名称	ゆうげんがいしゃ けんなんけあしすてむ (ふりがな)	
	有限会社県南ケアシステム	
法人番号	法人番号有無	1 有
	法人番号	5410002012534
主たる事務所の所在地	〒 014 - 0369	
	秋田県仙北市角館町上菅沢2番地18	
連絡先	電話番号	0187 - 52 - 1280
	FAX番号	0187 - 52 - 1281
	メールアドレス	@
	ホームページ有無	1 有
	ホームページアドレス	http://
代表者	氏名	木元 みゆき
	職名	代表取締役
設立年月日	1983 年 3 月 31 日	
主な実施事業	※別添1 (別の実施する介護サービス一覧表)	

## 2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	ゆうりょうろうじんほーむわかすぎ (ふりがな)			
	有料老人ホーム若杉			
所在地	〒	014	-	0369
	秋田県仙北市角館町上菅沢2-17			
所在地 (建物名等)				
市区町村コード	都道府県	秋田県	市区町村	052159 仙北市
主な利用交通手段	最寄駅	JR田沢湖線角館 駅		
	交通手段と所要時間	JR田沢湖線角館駅より徒歩10分		
連絡先	電話番号	0187	-	52 - 1180
	FAX番号	0187	-	55 - 5123
	メールアドレス	w13	@	kennan-cs.co.jp
	ホームページ有無	2 無		
	ホームページアドレス			
管理者	氏名	鈴木絵利子		
	職名	管理者		
建物の竣工日		2007	年	9 月 6 日
有料老人ホーム事業の開始日		2007	年	9 月 25 日

(類型) 【表示事項】

類型	3 住宅型		
1 又は 2 に該当する 場合	介護保険事業者番号		
	指定した自治体名		
	事業所の指定日	年	月 日
	指定の更新日 (直近)	年	月 日

3 建物概要

土地	敷地面積	889.38	m <sup>2</sup>		
	所有関係	1 事業者が自ら所有する土地			
		2 事業者が賃借する土地の場合			
		賃貸の種別			
		抵当権の有無			
		契約期間	開始		
			年	月	日
			終了		
年	月	日			
契約の自動更新					
建物	延床面積	全体	710 m <sup>2</sup>		
		うち、老人ホーム部分	710 m <sup>2</sup>		
	耐火構造	1 耐火建築物			
		3 その他の場合			
	構造	3 木造			
		4 その他の場合			
	所有関係	1 事業者が自ら所有する建物			
		2 事業者が賃借する建物の場合			
		賃貸の種別			
		抵当権の有無			
契約期間		開始			
		年	月	日	
		終了			
年	月	日			
契約の自動更新					

居室の状況	居室区分 【表示事項】	1 全室個室（縁故者個室含む）				
		2 相部屋ありの場合				
		最少	人部屋			
		最大	人部屋			
		トイレ	浴室	面積	戸数・室数	区分
	タイプ1	2 無	2 無	12.51 m <sup>2</sup>	24	1 一般居室個室
	タイプ2			m <sup>2</sup>		
	タイプ3			m <sup>2</sup>		
	タイプ4			m <sup>2</sup>		
	タイプ5			m <sup>2</sup>		
	タイプ6			m <sup>2</sup>		
タイプ7			m <sup>2</sup>			
タイプ8			m <sup>2</sup>			
タイプ9			m <sup>2</sup>			
タイプ10			m <sup>2</sup>			
共用施設	共用便所における 便房	2	ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房	ヶ所	
				うち車椅子等の対応が可能な便房	2 ヶ所	
	共用浴室		ヶ所	個室	ヶ所	
				大浴場	ヶ所	
	共用浴室における 介護浴槽	1	ヶ所	チェアー浴	ヶ所	
				リフト浴	1 ヶ所	
				ストレッチャー浴	ヶ所	
その他				ヶ所		
食堂	1	あり				
入居者や家族が利用 できる調理設備	1	あり				
エレベーター	2	あり（ストレッチャー対応）				
消防用設備 等	消火器	1	あり			
	自動火災報知設備	1	あり			
	火災通報設備	1	あり			
	スプリンクラー	1	あり			
	防火管理者	1	あり			
	防災計画	1	あり			
緊急通報装 置等	居室	1	全ての居室あり			
	便所	1	全ての便所あり			
	浴室	1	全ての浴室あり			
	その他					

その他	
-----	--

#### 4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針	入居者様が有する能力に応じて可能な限り、自立した日常生活を営むことができること。また、生きがいを持てる健全で安らかな生活を送れることを目的として健康管理・生活相談・食事提供などの日常生活上の援助を行います。
サービスの提供内容に関する特色	日中2～3名の看護師を配置し、緊急時の医療機関との連携や普段の入居者の健康管理に力を注いでいる。
入浴、排せつ又は食事の介護	1 自ら実施
食事の提供	1 自ら実施
洗濯・掃除等の家事の供与	1 自ら実施
健康管理の供与	1 自ら実施
安否確認又は状況把握サービス	1 自ら実施
生活相談サービス	1 自ら実施

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護 の加算の対象となるサー ビスの体制の有無	入居継続支援加算 (I)		
	入居継続支援加算 (II)		
	生活機能向上連携加算 (I)		
	生活機能向上連携加算 (II)		
	個別機能訓練加算 (I)		
	個別機能訓練加算 (II)		
	ADL維持等加算 (I)		
	ADL維持等加算 (II)		
	夜間看護体制加算 (I)		
	夜間看護体制加算 (II)		
	若年性認知症入居者受入加算		
	協力医療機関連携加算 (相談・診療を行う体制を常時 確保している協力医療機関と連 携している場合)		
	協力医療機関連携加算 (上記以外の協力医療機関と連 携している場合)		
	口腔・栄養スクリーニング加算		
	科学的介護推進体制加算		
	退院・退所時連携加算		
	退居時情報提供加算		
	看取り介護加算 (I)		
	看取り介護加算 (II)		
	認知症専門ケア加算 (I)		
	認知症専門ケア加算 (II)		
	高齢者施設等感染対策向上加算 (I)		
	高齢者施設等感染対策向上加算 (II)		
	新興感染症等施設療養費		
	生産性向上推進体制加算 (I)		
	生産性向上推進体制加算 (II)		
	サービス提供体制 強化加算	(I)	
		(II)	
		(III)	

介護職員等処遇改善加算	(I)	
	(II)	
	(III)	
	(IV)	
	(V)(1)	
	(V)(2)	
	(V)(3)	
	(V)(4)	
	(V)(5)	
	(V)(6)	
	(V)(7)	
	(V)(8)	
	(V)(9)	
	(V)(10)	
	(V)(11)	
(V)(12)		
(V)(13)		
(V)(14)		

○ 人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無

1 ありの場合	
(介護・看護職員の配置率)	: 1

(医療連携の内容)

医療支援 ※複数選択可	<input type="checkbox"/>	救急車の手配		
	<input type="checkbox"/>	入退院の付き添い		
	<input type="checkbox"/>	通院介助		
		その他		
1	名称	仙北市立角館総合病院		
	住所	秋田県仙北市角館町岩瀬町3		
	診療科目			
	協力科目			
	協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保	1	あり
		診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保	1	あり
	2	名称		
		住所		
		診療科目		
		協力科目		
協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保			
	診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保			

協力医療機関

3	名称		
	住所		
	診療科目		
	協力科目		
	協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保	
診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保			
4	名称		
	住所		
	診療科目		
	協力科目		
	協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保	
診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保			

5	名称		
	住所		
	診療科目		
	協力科目		
	協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保	
		診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保	
新興感染症発生時に対応を行う医療機関との連携	1	あり	
	1	ありの場合	
		医療機関の名称	仙北市立角館総合病院
		医療機関の住所	秋田県仙北市角館町岩瀬町3
協力歯科医療機関	1	名称	
		住所	
		協力内容	
	2	名称	
		住所	
		協力内容	

(入居後に居室を住み替える場合) ※住み替えを行っていない場合は省略可能

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可	一時介護室へ移る場合		
	介護居室へ移る場合		
	その他		
判断基準の内容			
手続きの内容			
追加的費用の有無			
居室利用権の取扱い			
前払金償却の調整の有無			
従前の居室との仕様の変更	面積の増減		
	便所の変更		
	浴室の変更		
	洗面所の変更		
	台所の変更		
	その他の変更	1 ありの場合	
		(変更内容)	

(入居に関する要件)

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	2 なし
	要支援の者	2 なし
	要介護の者	1 あり
留意事項	他の入居者に迷惑又は危険な行為を行わないこと。入居時要介護3、要介護4、要介護5の介護認定を受けていること	
契約解除の内容	不正な手段での入居。利用料の不払い。禁止された危険行為など	
事業主体から解約を求める場合	解約条項	<p>契約書第25条</p> <p>1 入居申込書に虚偽の事項を記載するなどの不正手段により入居したとき。</p> <p>2 利用料その他の支払いを正当な理由なく、しばしば延滞するとき。</p> <p>3 契約書第3条第3項又は第17条の規定に違反した時。</p> <p>4 介護保険要介護認定において要介護3、要介護4、要介護5以外に認定されたとき。</p> <p>5 医療機関を受診し、入院が必要と判断されたとき。(入院日より15日間は希望があれば居室を維持しておくことができますが、その間の家賃は発生するものとします。)</p>
	解約予告期間	ヶ月
入居者からの解約予告期間	ヶ月	
体験入居の内容	1 あり	
	1 ありの場合	
	(内容)	1泊2日食事代1,200円、送迎費用1,000円、消耗費は別途実費
入居定員	24	人

その他	
-----	--

### 5 職員体制

※ 有料老人ホームの職員について記載すること（同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません）。

（職種別の職員数）

	職員数（実人数）			常勤換算人数 ※1 ※2
	合計	常勤	非常勤	
管理者	1	1		
生活相談員				
直接処遇職員	17	17		
介護職員	15	12	3	
看護職員	5	5		
機能訓練指導員				
計画作成担当者				
栄養士				
調理員				
事務員				
その他職員	1		1	
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数 ※2				40 時間
※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。				
※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要				

（資格を有している介護職員の人数）

	合計		
		常勤	非常勤
社会福祉士			
介護福祉士	13	12	1
実務者研修の修了者	1		1
初任者研修の修了者	1		1
介護支援専門員			

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計	
	常勤	非常勤
看護師又は准看護師		
理学療法士		
作業療法士		
言語聴覚士		
柔道整復士		
あん摩マッサージ指圧師		
はり師		
きゅう師		

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間	( 17 時 分 ~ 9 時 分 )	
	平均人数	最少時人数 (休憩者等を除く)
看護職員	人	人
介護職員	2 人	2 人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	契約上の職員配置比率※ 【表示事項】	
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数：常勤換算職員数)	: 1
※ 広告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択		
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制 (外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務		1 あり							
	業務に係る資格等	1 あり								
		1 ありの場合		准看護師・介護支援専門員						
	資格等の名称									
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数										
前年度1年間の退職者数										
業務に従事した経験年数に応じた人数	1年未満									
	1年以上3年未満									
	3年以上5年未満			2						
	5年以上10年未満		2							
	10年以上	5		10	1					
従業者の健康診断の実施状況		1 あり								

## 6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態 【表示事項】	1 利用権方式
利用料金の支払い方式 【表示事項】	3 月払い方式
	4 選択方式の場合、該当する方式を全て選択
	全額前払い方式
	一部前払い・一部月払い方式
	月払い方式
年齢に応じた金額設定	2 なし
要介護状態に応じた金額設定	2 なし
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い	1 減額なし
	3 不在期間が○日以上の場合に限り、日割り計算で減額の場合
	不在期間が ○ 日以上
利用料金の改定	条件 施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費などを勘案して改定するものとする。
	手続き 入居者及び身元引受人等と運営懇談会を開催し協議のうえで決定するものとする。

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

		プラン1	プラン2	
入居者の状況	要介護度	5	5	
	年齢	85 歳	82 歳	
居室の状況	床面積	12.51 m <sup>2</sup>	12.51 m <sup>2</sup>	
	便所	2 無	2 無	
	浴室	2 無	2 無	
	台所	2 無	2 無	
入居時点で必要な費用	前払金	0 円	円	
	敷金	0 円	円	
月額費用の合計		94,100 円	94,100 円	
家賃		900円/日 円	900円/日 円	
サービス費用	特定施設入居者生活介護※1の費用		円	
	介護保険外※2	食費	1200円/日 円	1200円/日 円
		管理費	13,500 円	13,500 円
		介護費用	円	円
		光熱水費	8,800 円	8,800 円
		その他	8,800 円	8,800 円

※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。

※2 有料老人ホーム事業として受領する費用(訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない)

(利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
家賃	周辺の賃貸住宅の家賃に鑑み、その家賃に著しい差が生じないように周辺の不動産業者への聞き取り調査を行い算定した。
敷金	家賃のヶ月分
介護費用 ※介護保険サービスの自己負担額は含まない。	

管理費	入居に係る事務管理費及び、職員の人件費を鑑み算定した。
食費	配食サービスを提供する外部の配食業者と協議の上、算定した。
光熱水費	1か月の照明・冷暖房等に使用するガス及び電気料金、水道使用量を試算し、入居定員数で除し、算定した。
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2
その他のサービス利用料	内訳：リネン・洗濯費 8,800円/月 1か月にリネンリース代及び施設で洗濯を行う職員の人件費、洗濯用洗剤や消毒等に係る費用を試算し、入居定員で除し、算定した。 緊急受診対応費3000円/回（看護師不在の17:30～7:45の間に緊急受診対応が発生した場合）看護師の時間外にあたる職員の人件費を鑑み算定した。

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

※ 特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担額	
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乘せサービス）	
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略可能

算定根拠		
想定居住期間 (償却年月数)		ヶ月
償却の開始日	入居日	
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額 (初期償却額)		円
初期償却率		%
返還金の算定方法	入居後 3 月以内の契約終了	
	入居後 3 月を超えた契約終了	
前払金の保	1 全国有料老人ホーム協会以外の場合	

全先

名称

7 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

(入居者の人数)

性別	男性	9	人
	女性	9	人
年齢別	65歳未満	2	人
	65歳以上75歳未満	3	人
	75歳以上85歳未満	5	人
	85歳以上	8	人
要介護度別	自立		人
	要支援1		人
	要支援2		人
	要介護1		人
	要介護2		人
	要介護3		人
	要介護4	7	人
入居期間別	要介護5	11	人
	6ヶ月未満	10	人
	6ヶ月以上1年未満	4	人
	1年以上5年未満	3	人
	5年以上10年未満	1	人
	10年以上15年未満		人
	15年以上		人

(入居者の属性)

平均年齢	80.4	歳
入居者数の合計	18	人
入居率※	75	%

※ 入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。

(前年度における退去者の状況)

退居先別の人数	自宅等		人
	社会福祉施設	1	人
	医療機関	15	人
	死亡		人
	その他		人
生前解約の状況	施設側の申し出		人
		(解約事由の例)	
	入居者側の申し出		人
		(解約事由の例)	

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況)

窓口1			
窓口の名称	有料老人ホーム若杉 苦情対応責任者		
電話番号	0187	-	52 - 1180
対応している時間	平日	8 時 30 分	~ 17 時 30 分
	土曜	時 分	~ 時 分
	日曜・祝日	時 分	~ 時 分
定休日	土曜、日曜、祝日、8月13日~8月15日、12月31日~1月3日		

窓口2

窓口の名称							
電話番号		-					
対応している時間	平日	時	分	～	時	分	
	土曜	時	分	～	時	分	
	日曜・祝日	時	分	～	時	分	
定休日							

窓口3

窓口の名称							
電話番号		-					
対応している時間	平日	時	分	～	時	分	
	土曜	時	分	～	時	分	
	日曜・祝日	時	分	～	時	分	
定休日							

窓口4

窓口の名称							
電話番号		-					
対応している時間	平日	時	分	～	時	分	
	土曜	時	分	～	時	分	
	日曜・祝日	時	分	～	時	分	
定休日							

窓口5

窓口の名称							
電話番号		-					
対応している時間	平日	時	分	～	時	分	
	土曜	時	分	～	時	分	
	日曜・祝日	時	分	～	時	分	
定休日							

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	1 あり	
	1 ありの場合	
	その内容	介護事業者賠償責任保険
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	1 あり	
	1 ありの場合	
	その内容	事業者の責任として医療機関への送迎・受診の介助を行います。また、希望によりその疾病に関する通院介助を行います。
事故対応及びその予防のための指針	1 あり	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見を把握する取組の状況	2 なし	
	1 ありの場合	
	実施日	
	結果の開示	
第三者による評価の実施状況	2 なし	
	1 ありの場合	
	実施日	
	評価機関名称	
	結果の開示	

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	2 入居希望者に交付
管理規程	2 入居希望者に交付
事業収支計画書	3 公開していない
財務諸表の要旨	3 公開していない
財務諸表の原本	3 公開していない

10 その他

運営懇談会	1 あり	
	1 ありの場合	(開催頻度) 年 1 回
	2 なしの場合	
	1 代替措置ありの場合	(内容)
高齢者虐待防止のための取組の状況	高齢者虐待防止対策検討委員会の定期的な開催	1 あり
	指針の整備	1 あり
	研修の定期的な実施	1 あり
	担当者の配置	1 あり
身体的拘束等廃止のための取組の状況	身体拘束適正化委員会の開催	1 あり
	指針の整備	1 あり
	研修の実施	1 あり
	緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為(身体的拘束等)	1 あり 1 ありの場合 身体的拘束等を行う場合の態様、及び時間、入居者の状況並びに緊急やむを得ない場合の理由の記録 1 あり

業務継続計画の策定状況等	感染症に関する業務継続計画（BCP）	1	あり
	災害に関する業務継続計画（BCP）	1	あり
	従業者に対する周知の実施	1	あり
	定期的な研修の実施	1	あり
	定期的な訓練の実施	1	あり
	定期的な見直し	1	あり
提携ホームへの移行 【表示事項】	2	なし	
	1	ありの場合	
	提携ホーム名		
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	1	あり	
高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	2	なし	
有料老人ホーム設置運営指導指針「5. 規模及び構造設備」に合致しない事項	2	なし	
	1	ありの場合	
	合致しない事項がある場合の内容		
	「6. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性		
有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項			

	不適合事項がある 場合の内容	
--	-------------------	--

備考

「NHK受信料の窓口」の案内  
お部屋に個別で受信設備（テレビ等）を設置された場合は、一般の世帯と同様に放送受信契約の手続きが必要となります。また、各種割引・免除の適用条件は、状況によって異なります。ご家族にも相談の上、各種手続きをお願いします。  
NHKふれあいセンター（ナビダイヤル）0570-077-077  
（受付時間午前9時～午後6時）

添付書類： 別添1（別の実施する介護サービス一覧表）  
別添2（個別選択による介護サービス一覧表）

※ \_\_\_\_\_ 様

説明年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

説明者署名 \_\_\_\_\_

※ 契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

別添 1 事業主体が当該都道府県、指定都市、中核市内で実施する他の介護サービス等

介護サービスの種類	有無	主な事業所の名称	所在地	併設	隣接
<b>&lt;居宅サービス&gt;</b>					
訪問介護	1 有	県南訪問介護ホームヘルプかまくら 大曲サテライト	仙北市角館町上菅沢 2-18 横手市横手町字六ノ口 5 大仙市佐野町 9-27		
訪問入浴介護	2 無				
訪問看護	2 無				
訪問リハビリテーション	2 無				
居宅療養管理指導	2 無				
通所介護	1 有	デイサービス若杉	仙北市角館町上菅沢 2-18		○
通所リハビリテーション	2 無				
短期入所生活介護	1 有	ショートステイ若杉	仙北市角館町上菅沢 2-18		○
短期入所療養介護	2 無				
特定施設入居者生活介護	2 無				
福祉用具貸与	2 無				
特定福祉用具販売	2 無				
<b>&lt;地域密着型サービス&gt;</b>					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2 無				
夜間対応型訪問介護	2 無				

地域密着型通所介護	2 無				
認知症対応型通所介護	2 無				
小規模多機能型居宅介護	2 無				
認知症対応型共同生活介護	1 有	すまいる中仙	大仙市下鶯野字大谷151		
地域密着型特定施設入居者生活介護	2 無				
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2 無				
看護小規模多機能型居宅介護	2 無				
居宅介護支援	1 有	居宅介護支援事業所県南ケアプラン大曲介護相談室かまく	仙北市角館町上菅沢2-18 大仙市佐野町9-27 横手市横手町六ノ口5		
<b>&lt;居宅介護予防サービス&gt;</b>					
介護予防訪問入浴介護	2 無				
介護予防訪問看護	2 無				
介護予防訪問リハビリテーション	2 無				
介護予防居宅療養管理指導	2 無				
介護予防通所リハビリテーション	2 無				
介護予防短期入所生活介護	1 有	ショートステイ若杉	仙北市角館町上菅沢2-18		○
介護予防短期入所療養介護	2 無				
介護予防特定施設入居者生活介護	2 無				

介護予防福祉用具貸与	2 無				
特定介護予防福祉用具販売	2 無				
<地域密着型介護予防サービス>					
介護予防認知症対応型通所介護	2 無				
介護予防小規模多機能型居宅介護	2 無				
介護予防認知症対応型共同生活介護	1 有	すまいる中仙	大仙市下鶯野字大谷151		
介護予防支援	2 無				
<介護保険施設>					
介護老人福祉施設	2 無				
介護老人保健施設	2 無				
介護医療院	2 無				
<介護予防・日常生活支援総合事業>					
訪問型サービス	2 無				
通所型サービス	2 無				
その他生活支援サービス	2 無				

・事業主体から解約を求める場合 解約条項3項についての内容。(契約書より抜粋)

第3条

3 入居者は、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。

① 居室の転貸

② 施設を利用する権利の譲渡

③ その他上記各号に類する行為

第17条 入居者は、事業者が定める管理規程を遵守するとともに、次の各号に掲げる事項に留意して、善良なる管理者の注意をもって施設を利用するものとします。

① 施設及びその敷地内においては、次の行為を禁止するものであること。

i 鉄砲刀剣類、爆発物、発火物、有毒物などの危険な物品などを搬入・使用・保管すること。

ii 大型の金庫その他の重量の大きな物品などを搬入し、または備え付けること。

iii 配水管その他を腐食させる恐れのある液体などを流すこと。

iv テレビ等の操作、楽器の演奏その他により、大音量などで近隣に著しい迷惑を与えること。

v 動物や植物を飼育すること。

vi 営業その他の目的による勧誘・販売・宣伝・広告などの活動を行うこと。

vii 居室の造作の改造などを伴う模様替えを行うこと。

② 前号に掲げる事項以外の他の入居者に著しい迷惑をかける行為を行わないこと。

③ テレビ等受信機設置の場合、受信契約及び受信契約の住所変更等については、入居者又はその身元引受人が行うこと。